

# 使用前検査合格証

原規規発第2306124号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 小口 正範 殿

平成30年7月31日付け30原機（科臨）010（平成30年11月30日付け30原機（科臨）016、平成31年4月4日付け31原機（科臨）002、令和元年12月25日付け令01原機（科臨）017、令和2年1月27日付け令01原機（科臨）020、令和2年4月17日付け令02原機（科臨）002、令和3年3月26日付け令02原機（科臨）027、令和4年4月21日付け令04原機（科臨）005、令和4年10月27日付け令04原機（科臨）013及び令和4年12月9日付け令04原機（科臨）017をもって一部変更）をもって申請がありました試験研究用等原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第28条第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和5年6月12日

原子力規制委員会